㈣　構造担当主任技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。
①　構造設計一級建築士の資格を有すること。
②　常勤の自社社員で引き続き３ケ月以上の雇用関係があること。
③　削除
㈤　電気設備担当主任技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。
①　一級建築士、建築設備士、設備設計一級建築士、一級電気工事施工管理技士又は第三種電気主任技術者の資格を有すること。
②　常勤の自社社員で引き続き３ケ月以上の雇用関係があること。
③　削除
㈥　機械設備担当主任技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。
①　一級建築士、建築設備士、設備設計一級建築士又は一級管工事施工管理技士の資格を有すること。
②　常勤の自社社員で引き続き３ケ月以上の雇用関係があること。
③　削除
㈦　その他
①　管理技術者及び各担当主任技術者は、それぞれ１名とし、兼任しないこと。ただし、管理技術者は、意匠担当主任技術者及び工事監理業務の管理技術者と兼任することができる。また、各担当主任技術者は、工事監理業務の担当技術者と兼任することができる。
②　管理技術者とは、本事業に係る業務全般の管理及び統括を行う者とする。
③　担当主任技術者とは、管理技術者の下で、各分担業務分野を総括する役割を担う者とする。
④　管理技術者及び各担当主任技術者の所属は、⑶ア㈠～㈢の要件を満たす構成企業のいずれかを問わない。

イ　工事監理業務に当たる者の参加資格要件
㈠　厚生労働省一般競争参加資格「建築関係コンサルタント」のＡ等級に格付けされ、関東・甲信越地域の一般競争参加資格を有する者であること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者については、手続き開始の決定後、関東・甲信越地域に一般競争参加資格の再認定を受けていること。)ただし、国立国際医療研究センターの契約事務取扱細則第４条第４項に定めるものを含むこととする。
㈡　建築士法（昭和25年５月24日法律第202号）第23条第１項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っていること。
㈢　削除
㈣　管理技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。
①　一級建築士の資格を有すること。
②　常勤の自社社員で引き続き３ヶ月以上の雇用関係があること。
③　削除
㈤　建築担当技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。
①　一級建築士の資格を有すること。
②　常勤の自社社員で引き続き３ヶ月以上の雇用関係があること。
③　削除
㈥　電気設備担当技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。
①　一級建築士、建築設備士、設備設計一級建築士、一級電気工事施工管理技士又は第三種電気主任技術者の資格を有すること。
②　常勤の自社社員で引き続き３ヶ月以上の雇用関係があること。
③　削除
㈦　機械設備担当技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。
①　一級建築士、建築設備士、設備設計一級建築士又は一級管工事施工管理技士の資格を有すること。
②　常勤の自社社員で引き続き３ヶ月以上の雇用関係があること。
③　削除
㈧　その他
①　管理技術者及び各担当技術者は、それぞれ１名とし、兼任しないこと。ただし、管理技術者は建築担当技術者及び設計業務の管理技術者を兼任することができる。また、各担当技術者は設計業務の各担当主任技術者と兼任することができる。
②　管理技術者とは、本業務に係る業務全般の管理及び統括を行う者とする。
③　担当技術者とは、管理技術者の下で、各分担業務分野を総括する役割を担う者とする。
④　管理技術者及び各担当技術者の所属は、⑶ア㈠～㈢の要件を満たす構成企業のいずれかを問わない。

ウ　施工業務に当たる者の参加資格要件　施工業務に当たる者が複数の場合、施工業務に当たる者のうち主たる者は、㈠～㈧の要件を満たし、その他の者は、㈠の要件を満たすこと。なお、施工業務に当たる者が単独の場合は、㈠～㈧の要件を全て満たすこと。
㈠　厚生労働省一般競争参加資格「建築一式工事」のＡ等級に格付けされ、関東・甲信越地域の一般競争参加資格を有する者であること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、関東・甲信越地域における一般競争参加資格の再認定を受けていること。)ただし、国立国際医療研究センターの契約事務取扱細則第４条第４項に定めるものを含むこととする。
㈡　特定建設業の許可（建築一式）を有すること。ただし、その他の者は担当する業種のみで可とする。
㈢　建設業法第27条の23第１項の規定に基づく有効かつ最新の経営事項審査（参加証明書の提出日において有効なもの（審査基準日から１年７ヶ月以内）に限る。）の建築一式の総合評定値が1,250点以上の者。
㈣　国土交通大臣認定の自社鉄骨制作工場で製作・加工が可能なシステムを採用できること。
㈤　以下に示す要件を全て満たす監理技術者を、専任で配置すること。
①　一級建築施工管理技士又は一級建築士のいずれかの資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習修了証を取得していること。
②　常勤の自社社員で引き続き３ヶ月以上の雇用関係があること。
③　削除
㈥　以下の要件を全て満たす建築施工担当者を配置すること。
①　一級建築士の資格を有すること。
②　常勤の自社社員で引き続き３ヶ月以上の雇用関係があること。
③　削除
㈦　以下に示す要件を全て満たす電気設備施工担当者を配置すること。
①　一級建築士、建築設備士、設備設計一級建築士、一級電気工事施工管理技士又は第三種電気主任技術者の資格を有すること。
②　常勤の自社社員で引き続き３ヶ月以上の雇用関係があること。
③　削除
㈧　以下に示す要件を全て満たす機械設備施工担当者を配置すること。
①　一級建築士、建築設備士、設備設計一級建築士又は一級管工事施工管理技士の資格を有すること。
②　常勤の自社社員で引き続き３ヶ月以上の雇用関係があること。
③　削除
㈨　その他
①　監理技術者及び各担当技術者は、それぞれ１名とし、兼任しないこと。ただし、監理技術者は、建築施工担当者と兼任することができる。